

学校環境衛生基準における揮発性有機化合物（エチルベンゼン）の基準等の見直しについて

揮発性有機化合物（エチルベンゼン）の基準について

- 現行の学校環境衛生基準（平成 21 年文部科学省告示第 60 号）に定める検査項目のうち揮発性有機化合物（エチルベンゼン）の基準は以下のとおりである。

検査項目	基準
(8) 揮発性有機化合物	
ア. ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
イ. トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ウ. キシレン	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
エ. パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
オ. <u>エチルベンゼン</u>	<u>3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$以下であること。</u>
カ. スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

(参考)

学校環境衛生基準の検査項目である揮発性有機化合物については、「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」（平成 12 年 6 月 30 日付け生衛発第 1093 号厚生省生活衛生局長通知）等を踏まえ、文部科学省において、「学校における室内空气中化学物質に関する実態調査」（平成 12 年～平成 14 年）を行い、「『学校環境衛生の基準』の一部改訂について」（平成 14 年 2 月 5 日付け 13 文科ス第 411 号文部科学省スポーツ・青少年局長通知）及び「『学校環境衛生の基準』の改訂について（通知）」（平成 16 年 2 月 10 日付け 15 文科ス第 402 号文部科学省スポーツ・青少年局長通知）において定められた。

揮発性有機化合物の一つであるエチルベンゼンは、平成 16 年の学校環境衛生の基準の一部改訂の際新たに検査項目として設定され、室内濃度指針値と同様の 3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ が基準とされた。

揮発性有機化合物（エチルベンゼン）の基準の改正について

- 厚生労働省が設置する「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」において、令和 7 年 1 月 17 日付で新たに「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会 中間報告書－第 24 回～第 28 回までのまとめ」が取りまとめられたことを踏まえ、エチルベンゼンの室内濃度指針値が 3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ から 370 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に改正された。
- このことを踏まえ、文部科学大臣が定める学校環境衛生基準においても、当該指針値の改正と同様に、揮発性有機化合物（エチルベンゼン）の基準を、3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ から 370 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に改正することとする。

揮発性有機化合物の測定方法の改正について

- 第 1 の 2 の表における「(8) 揮発性有機化合物」の方法の表記を改めるとともに、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン及びスチレンの方法について、容器採取法の記載を削除する。